

こども若者★いけんぷらす
いけんひろば

みんなのアイデアで
ヘイトスピーチをなくそう!

フィードバック資料

令和6年8月23日（オンライン開催）
令和6年8月24日（対面開催）



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人KENあゆみちゃん

1. 開催概要

テーマ	みんなのアイデアでヘイトスピーチをなくそう！
担当省庁	法務省
開催日時	令和6年8月23日（金）（オンライン開催） 令和6年8月24日（土）（対面開催）
開催場所	オンライン開催回：Webex 対面開催回：こども家庭庁
参加対象者	ぷらすメンバーのうち中学生～高校生年代
参加人数等	オンライン開催回：7名 / 2グループ 対面開催回：10名 / 3グループ
ミニテーマ	① ヘイトスピーチが行われる背景 ② 現在行っている取組について ③ 今後の取組について

2. 意見の活用について



ヘイトスピーチ対策専門部会

11月に開催したヘイトスピーチ対策の会議の中で、出席した関係省庁、地方公共団体（県や市）に対し、皆さんの意見等を紹介するとともに、今後の啓発活動にいかすよう伝えました。

全国の法務局

人権を守るための活動を行っている全国の法務局にも伝えたほか、来年度以降の啓発活動にもいかしていきます。

法務省での啓発活動

一部の意見については、早速、法務省の啓発活動に反映しました！

2-1. ヘイトスピーチ対策専門部会

ヘイトスピーチ対策専門部会とは

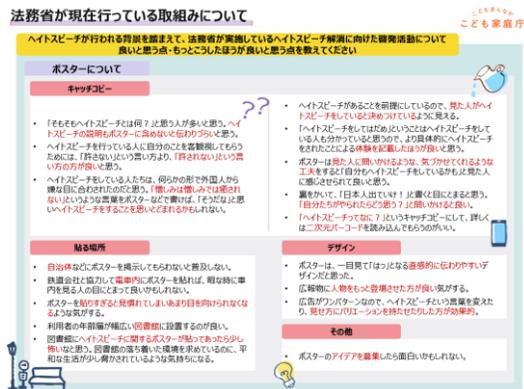
- ・法務省を含む関係省庁及び地方公共団体(県や市)との間で、ヘイトスピーチをなくしていくためにどのような取組をしているのか情報共有したり、意見交換をする会議。
- ・関係省庁や地方公共団体のヘイトスピーチ関係の取組を担当している職員(課長クラス)が参加しました。



11月20日(水)に開催したヘイトスピーチ対策専門部会では、**会議資料としていけんひろばの報告資料(こども家庭庁作成)**を使用しました。

皆さんの独自の着眼点や発想からいただいた意見やアイデアを紹介し、地方公共団体(県や市)においても、今後の活動にいかしてほしいと伝えました。

ヘイトスピーチ対策専門部会の様子



いけんひろばの報告資料



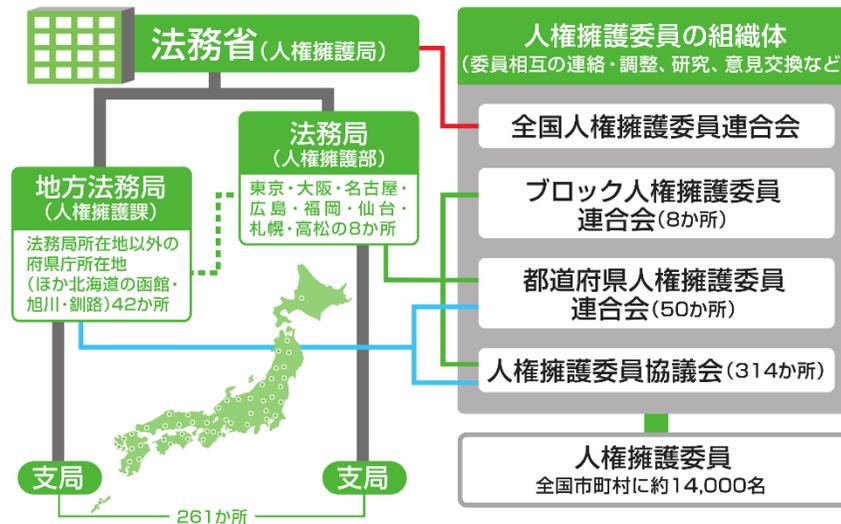
開催結果はこちら!



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

第8回ヘイトスピーチ対策専門部会
https://www.moj.go.jp/JINKEN/stophatespeech_renkei.html

2-2. 全国の法務局



法務省の人権擁護機関の構成図 (令和6年6月1日現在)

法務局、地方法務局、その支局は全国に311か所あり、民間のボランティアである人権擁護委員と連携しながら、ヘイトスピーチの解消を含む人権擁護活動に取り組んでいます。

今回のいけんひろばでいただいた意見は、**全ての法務局、地方法務局**に共有し、今後の啓発活動に当たって参考とするように伝えました。

また、一部の法務局、地方法務局はヘイトスピーチ対策専門部会にもオブザーバーとして参加しています。



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

全国の法務局での啓発活動は、法務省ホームページや公式SNSで紹介しています!



地域の街頭ビジョンを活用したり、イベントでヘイトスピーチ解消を呼びかけたりしています!



人KENまもる君

全国の法務局におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00098.html

2-3. 法務省での啓発活動

SNSでの情報発信（8月26日付け）



皆さんからの意見

- ・匿名のSNSは、日常で人と話す時よりもヘイトスピーチがしやすい場だと思う。
- ・スポーツ大会で優勝した学校が外国ルーツの学校で、SNSで話題になっていた。

いけんひろばでは、複数の方がスポーツ大会におけるヘイトスピーチに言及していました。

これも踏まえ、いけんひろば終了後の週明けすぐに、改めてヘイトスピーチに関する注意喚起を行いました。

法務省人権擁護局 @MOJ_JINKEN

【#ヘイトスピーチ 許さない。】

スポーツの場面においても、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

一部の意見は早速、啓発活動に反映しました！

屋外広告の実施



皆さんからの意見

- ・インパクトのある広告がよい。身近では見かけない。
- ・大きい駅などで放映するのはよい取組だと思う。

令和7年1月に、全国20か所の大型ビジョンでヘイトスピーチに関する啓発動画を放映します。

詳細は追ってX（旧Twitter）でお知らせします。



川崎駅の大ビジョン（神奈川県川崎市）

※写真は令和2年に横浜地方方法務局において実施した際のもので。

3. 反映されなかった意見について

今回のいけんひろばでいただいた啓発活動に関する意見は、ここまでに紹介していないものについても、来年度以降の法務省・法務局の啓発活動で活用させていただきます。

他方で、複数の方がヘイトスピーチ解消法に罰則がないことに言及されていました。法務省では、現状、ヘイトスピーチ解消法に罰則を設けることは難しいと考えており、その理由を説明します。



皆さんからの意見

- ・法的に罰せられないことがヘイトスピーチを助長していると思う。
- ・ヘイトスピーチ解消法は「やめましょう」としか言っていない。罰則規定を設ける必要がある。



罰則についての経緯

- ・ヘイトスピーチ解消法が国会で議論されていた2016年当時、ヘイトスピーチを防ぐには罰則が必要だという意見もありました。
- ・一方で、憲法は表現の自由を保障しています。
- ・そこで、ヘイトスピーチにはならないような表現まで怖がってできなくなることがないように、罰則規定はあえて設けないことになりました。

こうした議論も踏まえ、ヘイトスピーチ解消法は、外国にルーツを持つ人々に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言しています。

また、国と地方公共団体（県や市など）に対して、以下のような取組を行うよう求めています。

- ・相談体制を作ること
- ・教育を充実すること
- ・ヘイトスピーチをなくすための啓発活動を行うこと

この経緯は法務省ホームページの資料でも紹介しています。大人向けの内容ですが、興味のある人は読んでみてください！

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その1）

<https://www.moj.go.jp/content/001308138.pdf>



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

4. 法務省（テーマ担当省庁）より

今回のいけんひろばでいただいた意見は、法務省だけでなく、会議の場などを通して、他の省庁や地方公共団体、全国の法務局にも伝えました。

皆さんからいただいた意見を活用しながら、これからもヘイトスピーチの解消に向けて、より効果的な啓発活動に取り組んでいきます。

多くの意見をいただき、ありがとうございました。

